

全国社交飲食事業者支援事業（専門家派遣事業）

事業説明

事業実施期間：令和5年11月1日から令和6年2月10日まで

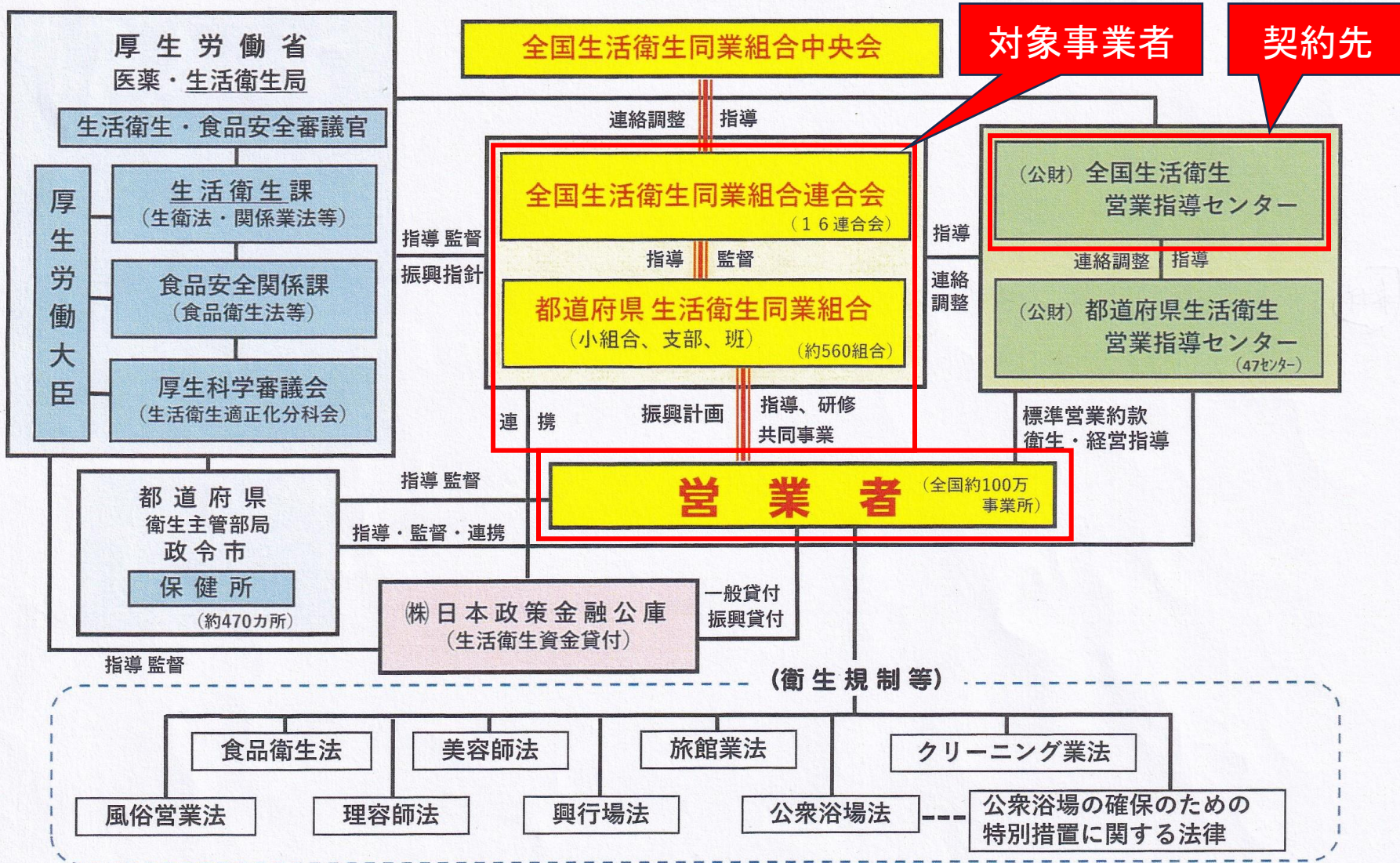
2023年11月8日、11月10日

一般社団法人 中小企業診断協会

副会長 森川 雅章

<受託先概要>

生活衛生関係営業の連携組織



<事業の目的>

本事業は、都道府県社交飲食業生活衛生同業組合に加入する社交飲食業者に対し、専門家（中小企業診断士）による伴走型支援を展開することにより、コロナ禍や物価高騰等に伴い生じた経営課題の解決・改善を支援することを目的とする

<対象事業者>

対象者：全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会に所属する38都道府県同業組合の会員事業者

全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会（「全社連」は略称）は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、都道府県毎に一業態一組合だけが設立認可される都道府県組合の連合会です。主務官庁は厚生労働省で、衛生水準の向上、消費者保護の充実、福祉事業の実施、経営の健全化等が主目的となっています。

全社連は、社交飲食業(カフェー、バー、キャバレー、スナックその他これに類する飲食業をいう。)について衛生施設の改善向上、経営の健全化及び振興等を通じてその衛生水準の維持を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護に資するためのものです。

飲食業同業組合がない地域では、繁華街等で店を構えている居酒屋や飲食店が社交飲食業同業組合に加盟していることがあります。

<対象地域>

対象地域：全国38都道府県を対象とする（全国組織に所属していない地域は対象外）

番号	都道府県名	加盟	非加盟	番号	都道府県名	加盟	非加盟	番号	都道府県名	加盟	非加盟
01	北海道	○		17	石川県	○		33	岡山県		※
02	青森県	○		18	福井県	○		34	広島県	○	
03	岩手県	○		19	山梨県	○		35	山口県		○
04	宮城県	○		20	長野県	○		36	徳島県	○	
05	秋田県	○		21	岐阜県	○		37	香川県	○	
06	山形県	○		22	静岡県	○		38	愛媛県	○	
07	福島県	○		23	愛知県	○		39	高知県	○	
08	群馬県	○		24	三重県	○		40	福岡県	○	
09	栃木県	○		25	滋賀県	○		41	佐賀県		○
10	茨城県		○	26	京都府	○		42	長崎県	○	
11	埼玉県	○		27	大阪府	○		43	熊本県	○	
12	千葉県		○	28	兵庫県	○		44	大分県	○	
13	東京都	○		29	奈良県		○	45	宮崎県	○	
14	神奈川県	○		30	和歌山県		○	46	鹿児島県	○	
15	新潟県	○		31	鳥取県		○	47	沖縄県	○	
16	富山県	○		32	島根県		○				

※ 岡山県社交飲食業同業組合は解散した。

<事業概要>

契約：（公財）全国生活衛生営業指導センターと（一社）中小企業診断協会

事業内容：中小企業診断士による伴走型経営支援（悩みを抱える事業者への助言）

①診断Aコース：現状把握により問題点を洗い出し、解決すべき経営課題を抽出する

②診断Bコース：支援希望者の支援ニーズに沿った助言・支援を行う

※診断Aコース終了後、事業者の希望により続けて診断Bコースを申込みすることができる

支援回数：①診断Aコース：訪問回数は2回とする

②診断Bコース：訪問回数は最大8回とする。回数は事業者と相談して決める

※診断Bコース終了後、事業者の希望により引き続き支援を希望される場合は、別に定める「支援延長計画書」を作成し、事業者と診断士両者の署名により申請することができる

財務分析：事業者から希望があれば実施する（必須としない）

主な支援内容：各コースによる診断・助言の他、情報提供などを行う

- ・国や都道府県の支援施策や補助金・助成金等の紹介及び活用方法のアドバイス
- ・事業計画の策定や資金繰り・融資制度などに関する助言

支援方法：訪問による面談により実施するが、オンライン（Zoom等）による実施も可とする

支援時間：1回の訪問は、原則2時間とし、訪問日時は事業者と打合せをして決める

診断士選定：都道府県協会は支援実施中小企業診断士を事前に登録し、名簿を作成する

本事業における事業者支援者は、事前登録の診断士の中から適任者を選定する

報告書等：①診断士協会に対する支援報告書/様式2（訪問の都度作成し、報告する）

②Aコース終了時：経営分析報告書/様式3を提出

③Bコース終了時：経営診断報告書/様式5を提出

<実施体制>

事務局：中小企業診断協会に事務局を置く（東京協会が事務代行）

連絡担当者：都道府県中小企業診断士協会（県協会）に連絡担当者を置く

中小企業診断士：本事業における支援実施者を事前に登録（県協会推薦）し、事務局が管理、案件ごとに登録者の中から適任者を選定する（対象地域ごと）

診断士登録の要件：

- ① コンプライアンス研修受講済みであること
- ② 適格請求書発行事業者の登録番号を提出できること

<各種様式>

本事業に必要な各種様式を設定する（Word・Excelで作成）

様式1：経営支援申込書（申請者作成）

様式2：経営支援報告書（訪問の都度提出）

様式3：経営分析報告書（Aコース終了後提出）

様式4：経営支援実施計画書（Bコース実施時提出）

様式5：経営診断報告書（Bコース終了後提出）

様式6：支援延長計画書 兼 承認通知書

様式7：請求書（インボイス）

<謝金等>

中小企業診断士への謝金：訪問1回当たり 35,000円

交通費込みとするが、遠隔地への訪問の場合は別途実費精算（協会旅費規程による）

地域によっては会員数が少なく、近県からの協力が必要になる場合が想定される

請求の時期：診断士は、支援終了後速やかに報告書/様式2と請求書/様式7をセットで提出する

診断士への謝金の支払は、全国指導センターからの入金後とする（請求は、個人・法人どちらも可）

<注意事項>

○本事業でできないこと

補助金に関連する「補助金申請代行業務」「認定支援機関業務」など

○本事業終了後の継続支援の契約

本事業終了後、事業者が希望する場合は個別契約にすることは「可」とする。但し、下記事項を遵守のこと

①診断士からむやみに個別契約を締結するよう仕向けることがあってはならない

②本事業が定める支援上限回数の範囲内において、希望する支援を完結するよう徹底すること

○アンケート回収

①最終回訪問前に、診断士から事業者にアンケート用紙を渡す

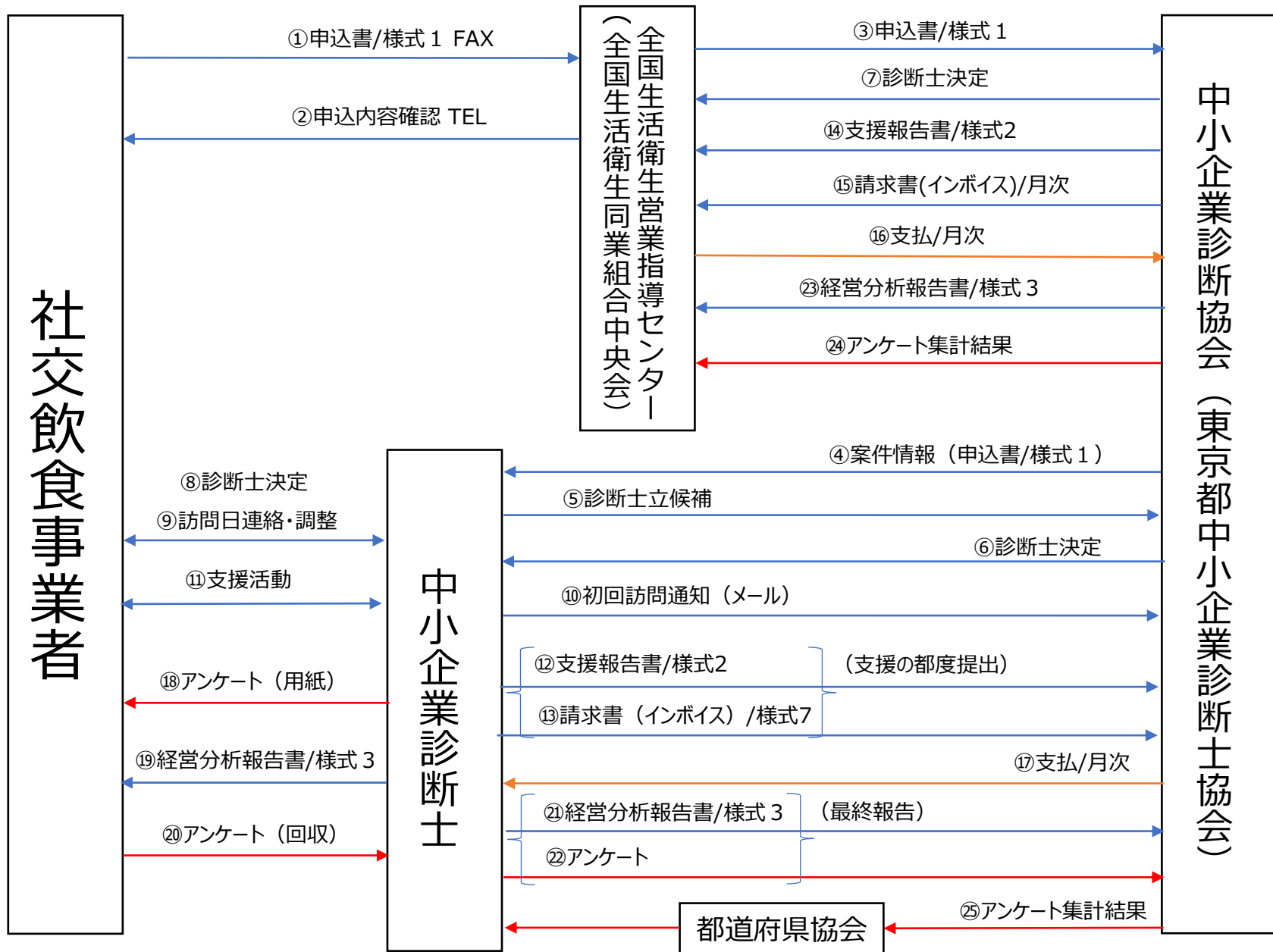
②最終訪問時にアンケートを回収し、協会事務局に最終報告書とともに提出する

③回収したアンケートの集計（簡易集計）は協会で行い、結果を指導センターに提出する

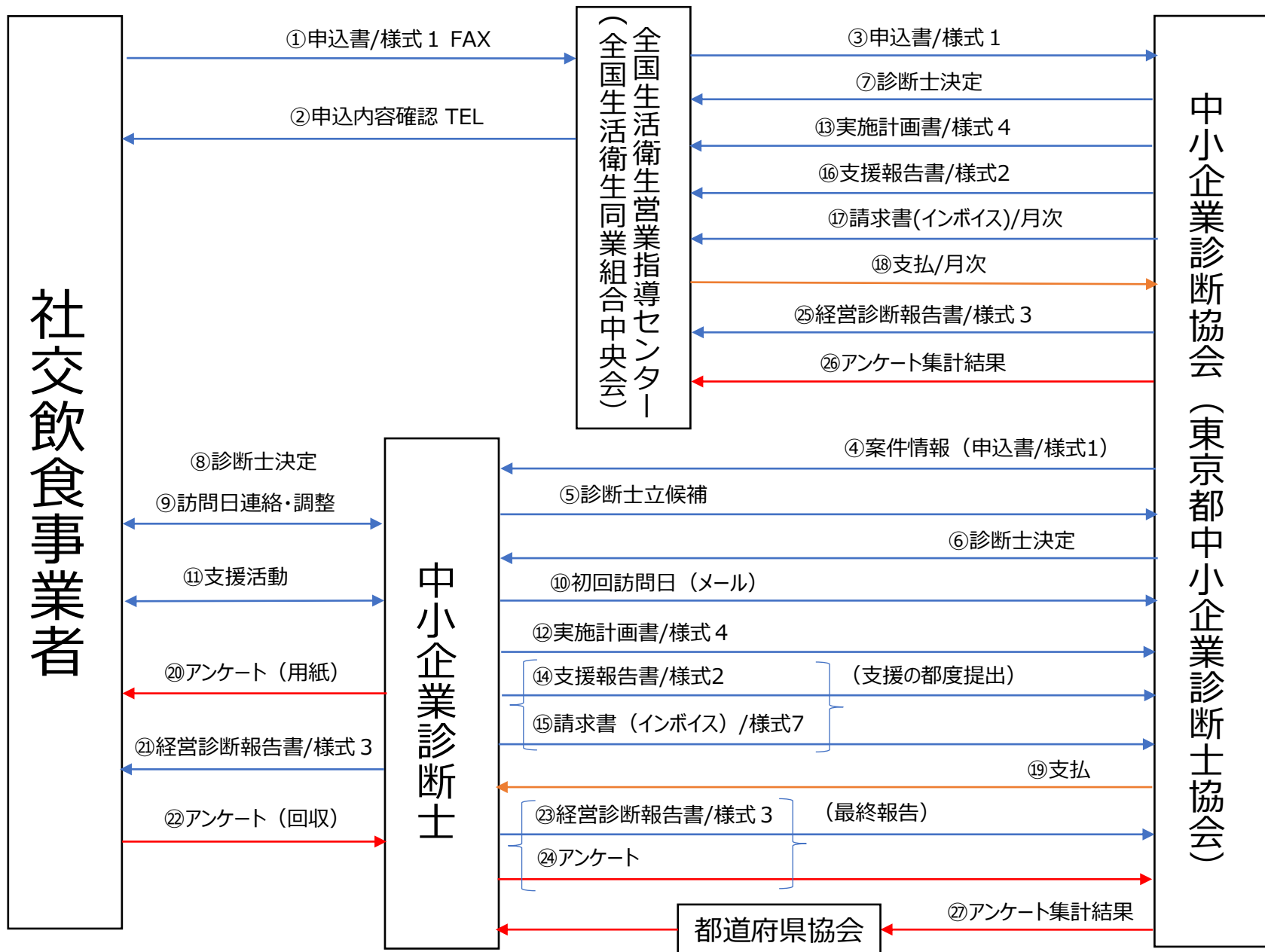
○出張旅費

①遠隔地・離島・近県への対応など、出張旅費の支出が必要であると診断協会が判断した場合に、旅費規程に基づき支給する。

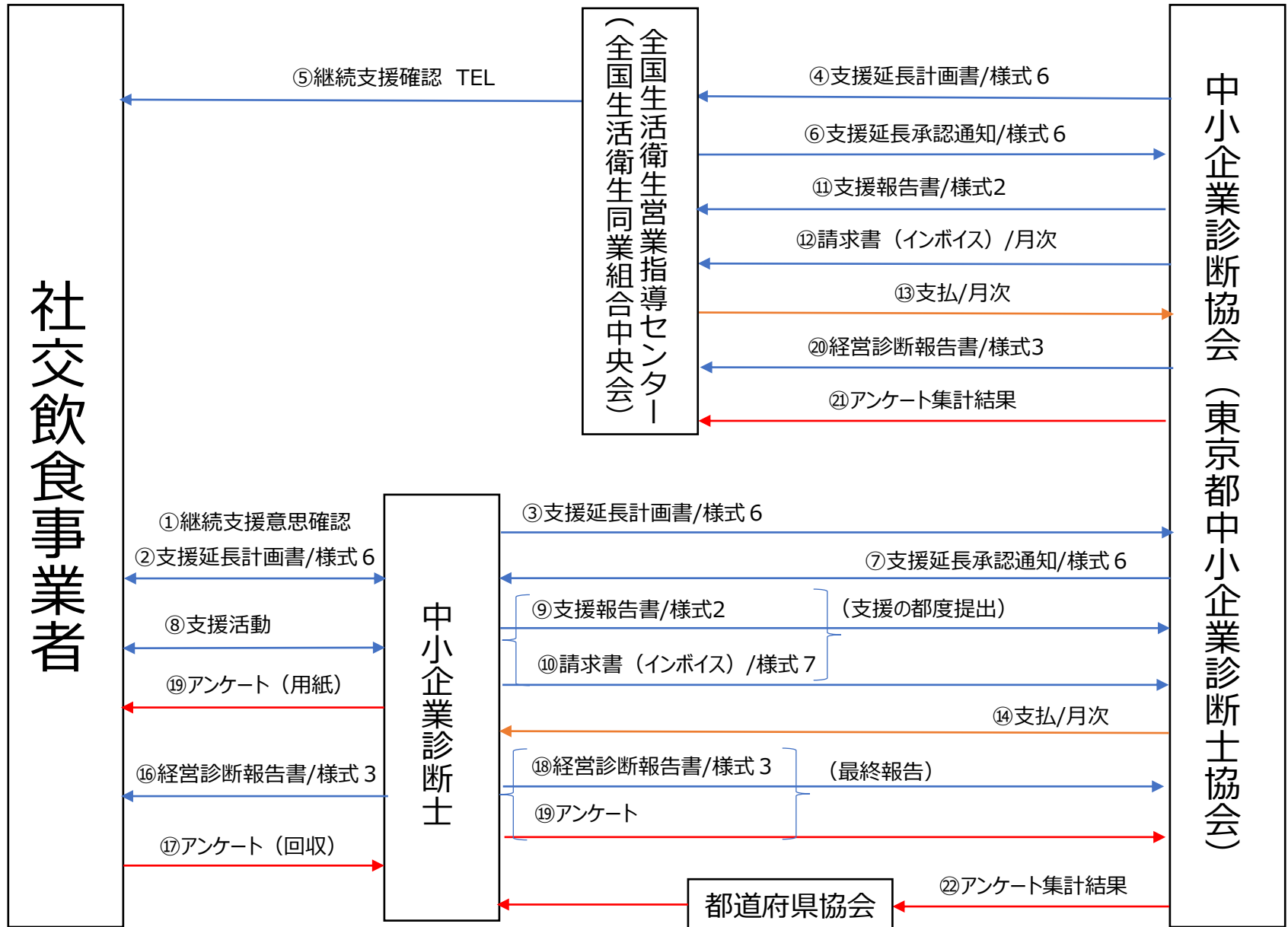
<事業フロー（1）：診断Aコース>



<事業フロー（2）：診断Bコース>



<事業フロー（3）：支援活動を延長する場合>



<実施に向けてのスケジュール>

2023年

- 10月18日（水） 県協会事務局向け事業説明（オンライン開催）18時開始
実施希望診断士登録開始
東京協会事務局体制・連絡先等通知
- 10月27日（金） 実施希望診断士登録完了（県協会から東京協会へ名簿提出）
- 11月 1日（水） 事業開始
診断士向け事業説明資料と報告書等様式を配布
- 11月 8日（水） 診断士向け説明会（オンライン開催） 18時30分開始
- 11月10日（金） 診断士向け説明会（オンライン開催） 18時30分開始
- 12月28日（木） 派遣支援申込終了

2024年

- 1月31日（水） 事業者訪問終了
- 2月 7日（水） 報告書・請求書等締め切り
- 2月10日（土） 指導センターへの書類提出締め切り

<東京協会事業事務局 連絡先>

東京協会 事業事務局 担当：坪田 修

メール：info_twork@t-smeca.com

TEL：03-6228-4084（直通）

FAX：03-6228-4094（直通）